

○横手市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年12月8日

規則第259号

改正 平成25年2月28日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年横手市条例第335号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、交付決定通知書の受理後速やかに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条の収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成25年2月28日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の横手市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

横手市長 様
(横手市議会議長経由)

議員名 ㊟

政 務 調 査 費 交 付 申 請 書

横手市議会政務調査費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額(年度分) _____ 円

様式第2号(第3条関係)

第 号

年 月 日

議員氏名 様

横手市長



政務調査費交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった政務調査費の交付について、下記のとおり決定したので、横手市議会政務調査費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務調査費交付決定額(年額)

円

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

横手市長 様
(横手市議会議長経由)

議員名 ①

政務調査費交付請求書

横手市議会政務調査費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

ただし、金 年 月分～ 円 年 月分

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

横手市議会議長 様

議員名 ⑩

年度政務活動費収支報告書の提出について

横手市議会政務活動費の交付に関する条例第6条に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入

政務活動費 _____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 _____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記述する。

